

4 利用調整

(1) ランク・指数等による優先順位の判定について

申請者数が各保育所等の受入れ可能人数を超えた場合は、利用調整を行います。

利用調整では、各世帯の保育の必要度合を、「川崎市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」（16ページ～、以下「利用調整基準」という。）に基づき、ランク・指数・項目点により点数化し、点数の高い順に入所内定としています。

ランク等は、申請締切日時点の状況（提出書類）で判断し決定します。不足書類や記入もれのないようご注意ください。ただし、入所希望日までにランク等に変動が生じ、ランク等が下がることが判明した場合はこの限りではありません。また、川崎市外在住の方の申請の場合、利用開始希望日までに確実な転入予定がある場合を除き、ランク等にかかわらず利用調整は川崎市在住の方が優先となります。

利用調整では、以下の手順で入所内定の優先順位を決定いたします。

① 世帯のランクによる判定

世帯のランクがより高いお子さんを上位とします。ランクの決定にあたっては、利用調整基準別表1（16ページ）に基づき、各保護者をA～Hのランクに区分し、保護者間でより低いランクを世帯のランクとしています。

（例）次のa世帯とb世帯では、a世帯が優先されます。

a世帯	世帯ランク B	>	b世帯	世帯ランク C
父ランク：B			父ランク：A	
母ランク：B			母ランク：C	

② 調整指数による判定

①において、同ランクで競合した場合には、利用調整基準別表2「同ランク内での調整指数表」（17ページ）により、指数（該当項目の合計点）の高いお子さんから入所内定とします。

③ 調整項目点による判定

①②において、同ランク同指数で競合した場合には、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」（18ページ）により、項目点（該当項目の合計点）の高いお子さんから入所内定とします。

④ 養育している子ども3人以上の有無による判定

①～③で判定が困難な場合は、利用調整基準「別表3においても同点となった場合の取扱い」（18ページ）により、養育している子どもが3人以上の世帯のお子さんを優先して入所内定とします。

⑤ 世帯の所得による判定

①～④で判定が困難な場合は、所得のより低い世帯のお子さんを優先して入所内定とします（18ページ参照）。

(2) 内定施設の決定について

利用調整は、施設・クラス年齢ごとに上記手順により行っています。なお、利用希望をいただいた全ての施設で、それぞれ利用調整を行います（希望できる園数は必ず通園可能な範囲で第20希望までです。）。

複数の施設で内定となりうる場合、希望施設のうち、希望順位の最も高い施設1か所のみを入所内定します。複数の施設で重複して入所内定とすることはありません。

また、兄弟姉妹で同時申請の場合は、兄弟姉妹が同じ保育園に内定となるよう希望することも可能です。詳細については15ページをご覧ください。

【各施設における利用調整のイメージ】

P保育園 1歳児クラス 受入数 2人

	ランク・指数等	希望順位	結果
申請者①	A-7-1	第1希望	内定（P保育園）
申請者②	A-6-3	第2希望	第1希望（Q保育園）で内定
申請者③	A-6-2	第3希望	第1希望、第2希望で保留⇒内定（P保育園）
申請者④	B-5-1	第1希望	保留

【同ランク・同指数・同項目点だった場合の考え方】

	ランク・指数等	子ども3人以上	世帯の所得状況
申請者 a	A-6-1	該当	600万円
申請者 b	A-6-1	該当	650万円
申請者 c	A-6-1	該当なし	400万円
申請者 d	A-6-1	該当なし	500万円



優先順位 高

(3) 医療的ケアを必要とする子どもの優先的な取扱いについて（令和4年10月から適用）**新設**

本市における医療的ケア児の受入については、これまで保育所で実施可能なケアの内容等を十分検討した上で、平成28年度より原則として公立保育所のセンター園において、たんの吸引（経鼻、経口、気管切開）、経管栄養（経鼻）及び経ろう孔（胃ろう）、導尿（間欠導尿）に限り受け入れを行ってきたところです。

このような状況下において令和3年度には支援法が施行されたことにより、保育所等においては医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務を有するものとされたこと、また、今後、高まることが予想される保育所等の利用ニーズを見据えて、受け入れ可能園を順次拡充していくことなど早急な対応が求められることとなりました。

一方で、医療的ケア児の受入にあたっては医師との連携のもと、保育所において適切な処置を行う環境や看護師の配置等の支援体制の構築など、特に慎重にする必要があることから、まずは現状の対応実績のあるケアの範囲で、公立保育所のランチ園において、令和4年度の環境等整備が整った時点より、順次受け入れを開始していくこととしました。

利用調整については、各世帯の保育の必要度合を親の就労状況等を点数化した上で、受入順位を判定していますが、こうした状況を受けて、医療的ケア児については、支援法の趣旨を尊重し、新たに優先的な取扱いを設けることとしました。

ア 医療的ケア児の申込みにあたっては別表1・2のランク（就労等による保育必要量）等に関わらず、ランク「A」指数「15」とする優先的な取扱いを定めることとします。

イ 複数の者が同ランク同指数で並んだ場合は、通常の利用調整基準に基づくランク、指数等で比較するものとします。

ウ 対象となる保育所は原則として、公立保育所のうち指定する園とします。

※たんの吸引（経鼻、経口、気管切開）、経管栄養（経鼻）及び経ろう孔（胃ろう）、導尿（間欠導尿）に限ります。

※入所にあたっては入園前健康診断の結果、健康管理上又は集団生活上、特に注意が必要と認められた場合においては、医師等で構成される健康管理委員会において、集団生活の中で保育が可能か審議を行い、保育が困難と判断された場合については内定を取り消すことがあります。

(4) 保育士等の子どもの利用調整上の優先的な取扱い

川崎市内の教育・保育施設等に勤務する保育士等の子どもについては、利用調整上、優先的な取扱いを行います。

なお、この取扱いは、昨今の保育士不足により、保育受入枠を限定せざるを得ない場合があることに対応する限定的な措置です。

《取扱いの対象となる方》（ア～ウの全てに該当する必要があります。）

ア 川崎市内在住の方

イ 保育士又は看護師等の保育士の配置基準を満たす資格又は免許を有していること。

ウ 現に、1月について120時間以上、川崎市内に所在する次の①～⑧のいずれかの施設等で就労（就労内定含む）していること。

①認可保育所、認定こども園

②地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）

③認可幼稚園

④企業主導型保育施設

⑤病児・病後児保育施設

⑥川崎認定保育園

⑦おなかま保育室

⑧地域保育園

※保育所等に入所した場合、ア～ウを満たし、入所日から起算して2年以上従事すること（育児休業・病気休職等の休職期間は除く。）が必要です。

(5) 産休明け保育（生後43日目～）の取扱い

川崎市では、生後43日目から4か月未満又は5か月未満のお子さん（公立：4か月未満、民営：5か月未満）の保育を「産休明け保育」としています。産休明け保育については、実施園に限られ、受入枠も少人数となります（例：0歳児クラス6名中のうち、産休明け児は3名まで等）。また、通常保育よりも保育時間は短くなります。

各施設の産休明け保育の受入枠の上限を超えた場合は、ランク・指数等がより低いお子さん（産休明け以外）を内定とする場合があります。

番号	保護者の状況		細目	ランク
1	居宅外労働 (自営を除く) (注1)		月実働140時間以上就労	A
			月実働120時間以上140時間未満就労	B
			月実働100時間以上120時間未満就労	C
			月実働80時間以上100時間未満就労	D
			月実働64時間以上80時間未満就労	E
			就労先確定(注2)	F
2	自営 (自宅外自営、 親族等が経営の 自営を含む) (注3～5)	中心者	月実働140時間以上就労	A
			月実働120時間以上140時間未満就労	B
			月実働100時間以上120時間未満就労	C
			月実働80時間以上100時間未満就労	D
			月実働64時間以上80時間未満就労	E
			就労先確定(注2)	F
		協力者	月実働140時間以上就労	B
			月実働120時間以上140時間未満就労	C
			月実働100時間以上120時間未満就労	D
			月実働80時間以上100時間未満就労	E
			月実働64時間以上80時間未満就労	F
			就労先確定(注2)	G
3	妊娠・出産		出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合 切迫流産等は「疾病」と扱う。	D
4	疾病・負傷・ 心身障害		(1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害(いずれも同程度の障害を有する場合を含む。) ・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合	A
			疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	C
			慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合	E
5	介 護	病院等居宅外での介護	介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A～E
		居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む。)	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用。ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く。	A～E
6	災害復旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用	A～E
7	就学		卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A～F
8	求職活動等		求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	H
9	市長による 特例	ひとり親世帯等	自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合(注6)は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A～F
		生計中心者の失業	生計中心者の失業(自発的失業は除く。)により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A～F
		その他	その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、 家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合 対象児童が障害を有している場合	A～H

注1 常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月64時間以上就労していることを基本とし、その実働時間(時間外労働を除く)により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し判断を行う。

注2 入所月内に就労することが決定していること。

注3 経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。

注4 内職従事者については、協力者の細目を適用する。

注5 各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。

注6 就労につながる就労先が確定した場合も含む(別途、就学を証明する書類を提出する必要がある。)

「同ランク内での調整指数表」

別表2

項 目	細 目	指数
世帯状況 ※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等・生計中心者の失業については、「(5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」・(6)別表1で優先されている「生計中心者の失業」」を適用する。 ※各細目の重複適用はしないものとする。(例:父子世帯と生活保護世帯等に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。)	(1) 両親不存在世帯 両親が不存在(死亡、拘禁、生死不明)の状態、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合	15
	(2) 母子世帯 配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子	10
	(3) 父子世帯 母子世帯に準じる。	10
	(4) 生活保護世帯等 生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合(注1)	7
	(5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」 別表1「9 市長による特例 ひとり親世帯等」で優先されている世帯の場合(注1)	7
	(6) 別表1で優先されている「生計中心者の失業」 別表1「9 市長による特例 生計中心者の失業」で優先されている世帯の場合(注1)	7
連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児(注1)	卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業等を卒園した場合の経過措置	7
地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合	地域型保育事業等を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合	2
就労実績 (注2)	利用希望日時時点で1年以上の就労実績がある場合	2
	利用希望日時時点で半年以上の就労実績がある場合	1
認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、認可外保育施設等に預けている場合、又は転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合(就労状況等と連動した利用の場合)	2
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合	1
同居の親族等の状況 (注3)	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3
	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-1
	近隣(半径1km以内)に親族が在住している場合	-4
産休明け又は育休明け (注4)	産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。)	2
今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童	特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	10
産休明け又は育休明け (注4)	産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。)	2
今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童 保護者が重度の心身障害の場合(注5)	特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。 身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級含む)、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合 療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている場合	10 5 3
福祉事務所長が特に必要と認めた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合	15

削除

- 注1 その他の項目とは重複適用しないものとする。また、10点・15点の項目に該当する場合は、当該項目は適用しないものとする。
- 注2 児童の保護者が別表1の番号1又は2に該当する場合、保護者それぞれに加算する。ただし、当該期間中において同一ランク相当の就労実績がある場合に加算する。また、疾病等で保育の必要性が継続している場合には、以前の就労も、就労実績として算定する。
- 注3 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。
- 注4 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。
- 注5 児童の保護者が別表1の番号4(2)に該当する場合、保護者それぞれに加算する。いずれも、それと同等の障害を有する場合を含む。
- 注6 合計指数の上限は15点とする。

「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

別表3

項 目	項目点
対象児童が障害(身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合)を有している世帯(注1)	1
保護者の一方が長期不在の世帯(単身赴任、海外勤務、入院等)(注2)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯(申請児童の育児休業期間は除く。)(注3)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯(申請児童の育児休業期間は除く。)(注3)(注4)(注5)	1～5
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯(注6)	1
既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯(重複して適用することができる。)	1
就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯(注7)	1
申請締め切り時に保育料を滞納している世帯(注8)	0～-3

追記

- 注1 障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定とならない場合がある。
- 注2 利用希望日時点で6か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、利用希望日以降も1か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は利用希望日から1か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合
- 注3 預けている期間に応じて重複適用する。
- 注4 生まれ月の違いに配慮するため、利用希望月の1年6か月(2年6か月、3年6か月、4年6か月、5年6か月)以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が1か月遅れるごとに、認可外保育施設等に預けている期間として1か月を加えることとする。
- 注5 預けている期間が1年以上になるごとに1点を加算する。
- 注6 当該児童に兄・姉がいる場合で、「現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯(申請児童の育児休業期間は除く。)」での加算がない場合は、当該児童の年齢に関わらず、兄・姉について本加算を行うものとする。
- 注7 就労実績が就労日数・時間×最低賃金を下回る世帯はこの項目の世帯とはしない。ただし、やむを得ない事由による場合はこの限りではない。
- 注8 保育料の滞納状況により最大-3とする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、返済が進んでいる場合にはこの限りではない。

追記

「別表3においても同点となった場合の取扱い」

別表3においても入所判定が困難な場合は、次の順に内定とする。

1	養育している子どもが3人以上の世帯(注1)
2	所得状況のより低い世帯(注2)

- 注1 養育とは、同居し、監護(監督・保護)することをいう。子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のことをいう。
- 注2 所得状況とは、保護者及びその配偶者の合計所得金額を合わせた額のことをいう。